

「無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」
 に対して提出された意見と総務省の考え方

(意見募集期間：令和2年6月2日(火)～同年7月1日(水))

【意見提出 24件(法人8件、個人16件)】

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>5Gと互換性のあるBWA方式を地域BWA周波数へ導入するために必要な審査基準の改正(訓令案)について、当社として賛同いたします。</p> <p>私どもは、2016年3月から4G互換方式による地域BWA事業を展開していますが、現在は京阪神一帯にエリアを広げると共に、全国の地域BWA事業者(60事業者規模)とローミングによるサービス連携をすることで、大きな市場へと成長しています。</p> <p>今年で運用5年を迎える無線設備も、今後5年以内には設備更新が想定されること、および、DSS技術による早期の4G/5G混在(移行)運用の可能性など、地域BWA帯の5G化には期待をしており、今回の制度整備により今後、必要な時期に速やかに5Gサービスが進められるようになって考えています。</p> <p>地域ニーズに寄り添う地域BWAで無線事業を進める当社としては、5Gの地域版である『ローカル5G』にも注目しておりますが、既存の4G-BWAや今後の5G-BWAをローカル5Gとインフラ面で組合せていくことが、地域課題の解決に有効であるとみており、今後も、地域視点の5G化とその活用を積極的に進めていきたいと考えています。</p> <p>【阪神電気鉄道株式会社】 【阪神ケーブルエンジニアリング株式会社】 【株式会社ベイ・コミュニケーションズ】 【姫路ケーブルテレビ株式会社】 【BAN-BANネットワークス株式会社】 【アイテック阪急阪神株式会社】</p>	<p>本改正案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
2	<p>全国サービス、地域BWAや自営等BWA等の4G周波数における5Gの導入は5Gによる高度なサービスの実現が可能となり、地域の産業など5Gの利活用が加速され、地域</p>	<p>御意見を踏まえ、令和2年5月30日(土)から同年6月29日(月)までの間意見募集を行っ</p>	<p>無</p>

	<p>活性化・地方創生に有効であると考えている。</p> <p>一方、4G 周波数における5G の導入により、カメラやセンサー等の今までより多数の端末が接続され、様々な情報収集や機器の制御等が可能となることから、5G の免許人、サービス提供者・利用者が様々な情報を安心して利活用できる環境を構築するためには、基地局、端末、アプリケーションを含めた5G システム全体として情報漏洩等のセキュリティリスクに十分に配慮し、利用者の安心感を醸成することが必要と考えており、そうした制度整備を検討していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【前橋市役所】</p>	<p>た電波法施行規則等の一部を改正する省令案等において、無線局免許手続規則及び電波法関係審査基準へサイバーセキュリティに係る規定の追加を行います。</p>	
3	<p>地域BWAは、地域の公共の福祉の増進に寄与するサービスを行うことを目的とした制度であり、行政サービスを提供するための手段の一つとして有効であると考えている。</p> <p>横須賀市内では、昨年、Y R P 研究開発推進協会と地域BWA事業者が共同で、地域課題解決に向けた地域BWA×LPWAの実証実験を行ったところであり、今後、このような成果などを踏まえ、地域BWAの活用を検討していきたいと考えている。</p> <p>今回の制度改正に伴い、従来よりも多様なサービスが実現可能となることから、非常に有用であると考えているが、昨今の状況を踏まえ、サービス利用者が安心して利用できる環境を構築することも重要であると考えている。については本制度改正に併せて、情報セキュリティの確保に向けて必要な措置が講じられるよう、検討を具体化頂きたい。</p> <p style="text-align: center;">【横須賀市役所】</p>	<p>御意見を踏まえ、令和2年5月30日(土)から同年6月29日(月)までの間意見募集を行った電波法施行規則等の一部を改正する省令案等において、無線局免許手続規則及び電波法関係審査基準へサイバーセキュリティに係る規定の追加を行います。</p>	無
4	<p>意見募集対象である省令案等は、5G の早期普及展開に資するものであり、賛同致します。</p> <p>なお、4G 周波数へ5G を導入する際には、4G 用の周波数リソースが減る(4G と5G で周波数を共用する場合、その実現方法によらず分割損が発生する) ことになるため、現在、多数のユーザーが使用し、端末も広く普及している4G の通信エリア、通信速度、通信品質に影響が出ないようにしながら、かつ5G への移行契約者数の動向も踏まえながら対応を進めることが、ユーザー保護の観点からも重要と考えます。よって、4G の認定周波数において5G 基地局を開設した際に、4G 特定基地局の開設としてみなす対応に際しては、ユーザーの利便性を損なわないような慎重な配慮が必要と考えます。</p> <p>また、4G 周波数において5G が使用できる周波数幅を考慮すると、4G 周波数を使用した5G の通信速度は4G と同等程度になることから、情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会報告書(令和2年3月)においても、適切な周知手</p>	<p>本改正案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>4G 周波数における5G の導入の際に、利用者に対して、周波数幅等を踏まえた提供可能な通信速度を事前に周知するなどの利用者の利益の保護に向けた対策については、開設計画の変更手続の中で、確認を行ってまいります。</p>	無

	<p>段によりユーザー保護に努める必要があることが指摘されており、この点について、携帯電話事業者として適切に対応すべきであると考えます。</p> <p>もとより 5G 用として帯域幅の広い 3.7GHz 帯、4.5GHz 帯、28GHz 帯の新規割当が行われ、基地局展開が既に進められていますが、これに加えて 4G 周波数を用いた 5G の導入により、同じ 5G の通信方式でありながら、実現できる通信速度が大きく異なるエリアが入り乱れる形になることが想定されます。</p> <p>ユーザーの目線に立つと、携帯端末上のピクト表示で 5G エリア内にいると認識できても、それが 4G 周波数による 5G か、5G 周波数による 5G かは判別できず、両者のギャップにより、ユーザーの期待する通信速度と実態が大きく乖離する可能性が考えられます。よって、各ユーザーが通信を行う場所において、周波数幅等を踏まえた提供可能な通信速度を予め適切に伝えることが極めて重要であると考えます。</p> <p>4G 周波数の割当に際する開設指針においても、ユーザー保護に向けた対応が開設計画の記載すべき項目とされ、審査が行われた経過があり、上記に記載した留意すべき内容を踏まえると、4G 周波数への 5G 導入に伴う開設計画の変更申請に際しても、改めてユーザー保護に向けた取り組みを審査項目とすることが、5G システム全体が社会からの信頼や期待を裏切ることがないようにする観点からも、必要不可欠な取り組みであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
5	<p>○地域BWAは、地域の公共の福祉の増進に寄与するサービスを行うことを目的とした制度であり、行政サービスを補完する有効な手段であると考えている。当市でも、地域BWA事業者が、市と連携し、高齢者などの地域住民の生活支援サービスの実証に取り組んでいるところであり、防災や防犯といった様々な地域課題の解決に寄与することも期待されている。</p> <p>○地域BWAの5G化により、地域の公共の福祉の増進に寄与するサービスが更に大容量で提供されることが可能となることから、地域BWA事業者及びサービス利用者が様々な情報を安心して活用出来る環境を構築することが重要と考えている。今回の制度改正に際しては、利用者が安心してサービスを利用可能となるよう、事業者においてセキュリティの確保に向けた必要な措置が講じられるように制度設計を検討して頂きたい。</p> <p style="text-align: center;">【福岡市役所】</p>	<p>御意見を踏まえ、令和2年5月30日(土)から同年6月29日(月)までの間意見募集を行った電波法施行規則等の一部を改正する省令案等において、無線局免許手続規則及び電波法関係審査基準へサイバーセキュリティに係る規定の追加を行います。</p>	無

6	<p>既存の4G帯域に円滑に5G導入を進めていくことは電波の効率的な利用に資することにつながるため、5Gの技術基準を満たした基地局開設についても、開設計画に基づく置局と見做す本改正案の方向性に賛同します。</p> <p>なお、制度整備に伴い以下の3点については特にご配慮いただきますようお願いいたします。</p> <p>① 再免許制度の開始を踏まえた報告内容の整理・簡素化</p> <p>2022年から、移動通信システムの無線局の再免許申請に際して周波数の有効利用の状況を踏まえた審査を行う仕組み(再免許制度)が開始されます。この再免許制度においても将来の業務計画等の提出が必要となりますが、今回の制度整備により求められる計画等と再免許制度の業務計画等の内容が重複することが懸念されます。重複により管理が煩雑とならないよう、報告内容の整理・簡素化及び共通化を図っていただきますよう、ご検討をお願いします。</p> <p>② NR化計画の公表の取扱い</p> <p>現在4Gで使用されている周波数帯を5Gでも使用することの計画(NR化計画)において、NR化する周波数帯や局数等の具体的な情報は、各通信キャリアにおける競争上の戦略に係るものであるため、公表の取扱いには充分ご留意いただきますようお願いいたします。</p> <p>③ NR化計画の審査</p> <p>早期に既存の4G帯域に5G導入が可能となるよう、開設計画の変更手続きにおいては可能な限り迅速な審査を希望します。</p> <p>無線局免許手続規則の一部の改正については、今回改正案が示された個別免許に該当する様式だけでなく、包括免許に該当する様式も併せて改定を行うことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本改正案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見をいただきました、「① 再免許制度の開始を踏まえた報告内容の整理・簡素化」につきましては、開設計画の認定制度と、無線局の再免許制度は目的を異にする制度であることから、開設計画の認定制度に基づく開設計画と無線局の再免許制度に係る将来の業務計画とは別に提出していただくこととなりますが、重複する部分に関しては、共通化を図るなど、簡素化に努めてまいります。「② NR化計画の公表の取扱い」につきましては、5Gとしても使用する周波数帯や局数等の具体的な情報は、各携帯電話事業者の経営情報に類する内容も含まれる場合もあることから、公表内容について適切に検討してまいります。また、「③ NR化計画の審査」につきましては、可能な限り迅速に開設計画の変更手続きに係る審査を進めてまいります。</p> <p>また、包括免許に該当する様式の改訂につきましては、御意見を踏まえ、無線局免許手続規則の改正案に以下を追加します。</p> <p>無線局免許手続規則 別表第二号の四 注17 16の欄は次によること (7) 5G基地局(設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(7)において同じ。)にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期</p>	有
---	--	--	---

		<p>間における5G基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。</p>	
7	<p>包括免許での申請も想定されるため、別表第二号第2注21(14)に追加されているものと同様な規定を包括免許の規定にも追加いただくことを希望いたします。</p> <p>総合通信局等において周波数割当てが可能な周波数の一覧表である「地域周波数利用計画策定基準一覧表」について、5G基地局(設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備)を対象とし「地域周波数利用計画策定基準一覧表」を改正いただくことを希望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>御意見を踏まえ、無線局免許手続規則の改正案に以下を追加します。</p> <p>無線局免許手続規則 別表第二号の四注17 16の欄は次によること</p> <p>(7) 5G基地局(設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(7)において同じ。)にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における5G基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。</p> <p>また、「地域周波数利用計画策定基準一覧表」の改正につきましては、円滑に4G周波数における5Gの導入による基地局の開設が可能となるよう早急に検討してまいります。</p>	有
8	<p>地域課題の解決や様々な産業の高度化等の実現に向けて5Gの早期展開が求められており、当社としても昨年度割当てを受けた周波数を利用した基地局設置を推進しているところです。これに加えて、モビリティの確保等に向けて広域な5Gエリアを構築するために4G周波数への5G導入を今後実施していくことを計画しております。</p> <p>4G周波数への5G導入にあたり、開設計画の変更等に関する制度整備が必要であることから、省令等の改正について賛同致します。なお、今後速やかに施行が行</p>	<p>本改正案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>開設計画の変更申請に係る審査については、可能な限り迅速に進めてまいります。</p> <p>4G周波数への5G導入に関する計画内容の公表範囲につきましては、当該計画に周波数の利活用方針など、各携帯電話事業者の経営情報に類する内容も含まれる場合もあるこ</p>	無

	<p>われると共に、変更申請の迅速な審査を希望致します。</p> <p>4G周波数への5G導入に関する計画については、周波数の利活用方針など、事業戦略上重要な情報が含まれることから、計画内容を公表される場合には、公表範囲等について慎重にご検討いただくことを希望致します。</p> <p>4G周波数への5G導入に関する計画については、将来における事業環境の変化に応じて、当初計画から変更が必要となる可能性があると思定しております。</p> <p>5G導入計画は全体計画（周波数割当時に認定された開設計画）の内数であると理解しておりますので、四半期報告においては全体計画の履行状況について評価されることが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>とから、公表内容について適切に検討してまいります。四半期報告における履行状況の評価につきましては、全体計画の履行状況について評価されることが適切であると考えます。ただし、4G周波数帯を使用した5G基地局につきましても、4G周波数への5G導入に関する計画が認定開設計画の内数であるため、その履行状況を四半期報告の中で確認を行うことが適切であると考えます。</p>	
9	<p>既存のLTE/3G帯域を5Gへと転用できるようになるため、改正に賛成いたします。一方で現在の5GはNSA運用であり、5Gのメリットである高速・低遅延・大容量のうち高速しかメリットを発揮できていなく、その高速も5G向け帯域の広さによる数の暴力としか言いようがないのが現状であります。</p> <p>この改正の施行後すぐに既存の周波数帯域を5Gに転用してしまえば、各バンド1社あたり20MHz×2以下と諸外国よりも狭い帯域を、LTE/3Gから5Gへと割ることとなり、結果として「偽物の5G」へと電波資源を浪費してしまうことになりす。</p> <p>5G端末はほぼ原則として高価なハイエンド端末しか出しておらず、普及が大変難しい状態です。従いまして、各キャリア既存の契約者に影響なきよう周波数の転用を進めていただきたいと思いますとともに、安価かつ既存のLTE/3G向け帯域に対応した5G端末の発売を進めていただきたいと思います。</p> <p>そしてこの改正に伴って主に犠牲になるであろう3Gユーザに対するより一層の支援が可能となるよう、政府および議会は電気通信事業法の方にも手を入れるのが妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本改正案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただきました御意見につきましては、今後の総務省の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
	<p>人体への影響の懸念により、5Gの導入推進に反対する意見</p> <p style="text-align: right;">【個人：14件】</p>	<p>我が国では、電波が人体に悪い影響を及ぼすことのないよう、科学的知見を基に、十分な安全率を見込んだ「電波防護指針」を策定し、この指針値は国際基準にも準拠しています。</p>	無

		<p>電波の人体への影響については、5G等で作られる周波数の電波も含めて、これまで世界各国で60年以上にわたって研究がなされていますが、指針値以下の電波では、人体への悪い影響は認められていません。</p> <p>電波法においても、電波防護指針への適合を技術基準として求めており、電波による健康被害が起こらない環境の整備に努めています。</p> <p>なお、電波防護指針の考え方などについては、総務省のHPにある「電波と安心な暮らし」(※) などをご覧ください。</p>	
単に5Gの導入推進に反対する意見	【個人：1件】	<p>5Gは、新しいインフラとして、スマート工場、遠隔医療、自動運転等、様々な用途での活用が期待されており、5Gによって新たなサービスが創出されるとともに、人手不足等の社会的課題の解決にもつながることを通じ、我が国の経済成長にも貢献し得ることから、導入が期待されているところです。</p>	無

※https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ele/body/emf_pamphlet.pdf